

工事現場施工体制等の調査・処理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。第6条において「入契法」という。）第16条の規定に基づき、和歌山市が所掌する請負工事（以下「工事」という。）について、技術管理課が契約の相手方（以下「受注者」という。）に対して行う現場施工体制等の調査（以下「調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(調査対象)

第2条 調査の対象は、「工事現場における施工体制の点検マニュアル」（平成14年2月28日付け和建総第619号助役通知）に基づき、工事担当課が該当工事の点検を実施した結果、施工体制の不備又は法令違反等の事案の疑義を把握したときに、技術管理課長が別に定める様式で工事担当課長から報告を受けた工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、技術管理課長が必要と認めた工事は、調査の対象とする。

(調査項目)

第3条 現場施工体制等の調査とは、次の項目について調査することをいう。

(1) 別表第1調査表（以下「調査表」という。）のNo.1からNo.20に記載された調査項目。ただし、No.20の調査項目は、原則として前条第1項の規定に該当する工事の場合に適用する。

(2) 技術管理課長が、その他必要と認める項目

(調査方法)

第4条 調査は、原則として次のとおり行うものとする。

(1) 技術管理課長は、所属職員2名以上（以下「調査者」という。）を工事現場又は当該受注者の事務所に派遣し、調査者は、調査表に基づき調査を実施するものとする。

(2) 調査は、当該工事の現場代理人及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）立会いの上行うものとする。ただし、これらのものが工事現場に不在の場合は、受注者又は受注者の社員を立会人とすることができるものとする。

(3) 第2条第1項に規定する工事の調査は、和歌山市請負工事監督規程（平成11年訓令第12号）第2条第1号に定める監督職員立会いの上行うものとする。

(4) 調査者は、調査結果が記入された調査表2通を作成し、立会人の確認を求めるものとする。この場合において、確認の方法は、調査表の立会人欄への立会人の自署とする。

(5) 調査者及び立会人は、調査終了後は、前号に規定する調査表を各自1通所持するものとする。また、調査者は速やかに技術管理課長に報告するとともに、当該調査表の写しをもって該当工事担当課長に報告するものとする。

(改善通知)

第5条 市長は、調査の結果改善が必要と認められる場合は、受注者に対して文書（改善通知書又は警告書）により通知するものとする。

2 改善通知書又は警告書に相当するかの判断は、当該工事の調査表の該当調査項目ごとに評点P及び合計点を算定し、別表第2判定基準により行うものとする。

3 技術管理課長は、市長が第1項の文書を交付したときは、該当工事担当課長にその旨報告するものとする。

(建設業許可行政庁への通知)

第6条 技術管理課長は、調査の結果入契法第11条各号に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、建設総務課長及び建設業許可行政庁に対しその事実を別に定める様式で通知するものとする。

(雑則)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この基準は、平成15年5月1日から施行する。

2 この基準施行の際、現に施行中の工事に関しては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日以後に行う建設工事等に係る入札公告から施行する。

附 則

この基準は、令和7年2月1日以後に行う建設工事等に係る入札公告から施行する。

別表第1

調査表

工事名			
受注者			
No.	調査対象項目	該当する調査項目	
1.	<input type="checkbox"/>	□届出済みの現場代理人の常駐違反	
2.	<input type="checkbox"/>	□届出済みの監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の専任違反 (専任義務工事)	
3.	<input type="checkbox"/>	□自社の主任技術者の未設置(専任義務以外の工事)	
4.	<input type="checkbox"/>	□監理技術者資格者証不携帯 □監理技術者講習修了証不携帯	
5.	<input type="checkbox"/>	□工事カルテの未登録 、 □「登録内容確認書」の未提出	
6.	<input type="checkbox"/>	□施工計画書の未提出 、 □施工計画書の現場での未常備	
7.	<input type="checkbox"/>	□施工体制台帳の未提出 、 □施工体制台帳の現場での未常備	
8.	<input type="checkbox"/>	□全ての再下請負通知書の施工体制台帳への添付不備	
9.	<input type="checkbox"/>	□全ての下請契約書(契約金額の記載必要)の施工体制台帳への添付不備	
10.	<input type="checkbox"/>	□施工体系図の未掲示 □施工体系図の公衆の見易い場所への掲示不備	
11.	<input type="checkbox"/>	□施工体制台帳と現場施工体制の不一致	
12.	<input type="checkbox"/>	□現場事務所での建退共の共済証紙受払簿の未常備	
	<input type="checkbox"/>	□発注者用建退共掛金収納書未提出	
	<input type="checkbox"/>	□建退共制度適用事業主現場である標識(シール)の未掲示	
13.	<input type="checkbox"/>	□工事看板、□建設業許可標識、□労災保険関係成立票 等の未掲示	
14.	<input type="checkbox"/>	□作業主任者の未選任及びその者の氏名の未掲示	
15.	<input type="checkbox"/>	□有資格必要作業(車両系建設機械、玉掛け、溶接等)における、作業者の資格者証(免許・技能講習・特別教育)不携帯	
16.	<input type="checkbox"/>	□作業に必要な保護具(保護帽、安全帯、保護めがね等)の未使用	
17.	<input type="checkbox"/>	□工事担当課から文書により改善指示を受けた事項について、今回調査で改善措置が認められない。	
18.	<input type="checkbox"/>	□前回調査で指摘した事項について、今回調査で改善措置が認められない。	
19.	<input type="checkbox"/>	□既に改善通知書又は警告書による指摘を受け、今回調査で指摘事項全てに改善措置が認められない。	
20.	<input type="checkbox"/>	□受注者が「実質的に関与」せず、一括下請負を行っている。 (原則として、調査・処理基準第2条第1項に該当する工事に適用)	

注意：「自社の技術者」は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

立入調査日： 年 月 日

調査職員

--

立会人

現場代理人・監理技術者等
